

○農林水産省令第二十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十二日

農林水産大臣 坂本 哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る、これを削る。

改正後

改正前

別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）

地 域	植物又は指定物品	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一 三（略）	（略）	（略）
四 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島（徳之島を除く）、 与論島	（略）	（略）
五（略）	（略）	（略）
六 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島（徳之島を除く）、 与論島	（略）	（略）

別表四（第三十五条の二、第三十五条の五関係）

地 域	植物又は指定物品	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一・二（略）	（略）	（略）
三 北緯二十九度十一分以南の 南西諸島（大東諸島を含む）、 小笠原諸島	（略）	（略）
四・五（略）	（略）	（略）

別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）

地 域	植物又は指定物品	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一 三（略）	（略）	（略）
四 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島、与論島	（略）	（略）
五（略）	（略）	（略）
六 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島、与論島	（略）	（略）

別表四（第三十五条の二、第三十五条の五関係）

地 域	植物又は指定物品	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一・二（略）	（略）	（略）
三 北緯二十八度四十分以南の 南西諸島（大東諸島を含む）、 小笠原諸島	（略）	（略）
四・五（略）	（略）	（略）

別表六（第三十五条の七関係）

地 域	植 物	備考（まん延防止を 必要とする有害動物 又は有害植物）
一（略）	（略）	（略）
二 北緯二十九度十一分以南の 南西諸島（大東諸島を含む）、 小笠原諸島	（略）	（略）
三、五（略）	（略）	（略）
六 北緯二十七度五十八分以 南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島（徳之島を除く）、 与論島	（略）	（略）

別表七（第三十五条の七関係）

地 域	有害動物又は有害植物
一（略）	（略）
二 北緯二十九度十一分以南の 南西諸島（大東諸島を含む）、 小笠原諸島	イモソウムシ
三（略）	アフリカマイマイ
四、六（略）	（略）
七 北緯二十七度五十八分以 南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島（徳之島を除く）、 与論島	（略）
八（略）	（略）
九 北緯二十七度五十八分以 南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島（徳之島を除く）、 与論島	（略）

別表六（第三十五条の七関係）

地 域	植 物	備考（まん延防止を 必要とする有害動物 又は有害植物）
一（略）	（略）	（略）
二 北緯二十八度四十分以南の 南西諸島（大東諸島を含む）、 小笠原諸島	（略）	（略）
三、五（略）	（略）	（略）
六 北緯二十七度五十八分以 南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島、与論島	（略）	（略）

別表七（第三十五条の七関係）

地 域	有害動物又は有害植物
一（略）	（略）
（新設）	（新設）
二（略）	イモソウムシ及びアフリカマイマイ
三、五（略）	（略）
六 北緯二十七度五十八分以 南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島、与論島	（略）
七（略）	（略）
八 北緯二十七度五十八分以 南、北緯二十七度十分以北の 南西諸島、与論島	（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。